

別表 1

補助対象経費	国庫補助金	府費補助金	市費補助金
<p>(1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得</p> <p>(2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入</p> <p>(3) (1) と一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備</p> <p>(4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械（以下「生産農産物の加工用機械」という。）並びに附帯施設の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の取得又は被災した農産物の生産に必要な農業機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の修繕</p>	<p>補助事業者の国庫補助金の額は、国読み替え通知別紙の 3 の（5）のイに定める額以内とし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>補助事業者の府費補助金の額は、府読み替え通知別紙 1－2 に定める額以内とする。</p>	<p>補助事業者に交付する市費補助金の額は、府読み替え通知別紙 1－2 に定める府費補助金と同額とする。</p>
<p>(5) 被災した農産物の生産にかかる施設等（以下「被災施設等」という。）の撤去</p>	<p>補助事業者の国庫補助金の額は、国読み替え通知別紙の 3 の（6）の②に定める額以内とし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>補助事業者の府費補助金の額は、府読み替え通知別紙 1－2 に定める額以内とする</p>	<p>補助事業者に交付する市費補助金の額は、府読み替え通知別紙 1－2 に定める府費補助金と同額とする。</p>